【審議会でのご意見】

1

料金改定

√・現状では、十分に管路や施設の老朽化への対応ができていないため、これ以上水道料金を上げずに維持するのは不可能に近いと思う。そのため値上げはやむを得ないと感じている。

【資料1-2】

- ・引き続き安全安心な水を提供するためには、市民に納得していただいた上で、水道料金の改定 をすることもやむを得ないと感じている。
- ・前橋市は、他市と比べても、水道料金の値上げはずっと据え置きされているため、今回は、改 定の方向で進めていっていただけたらと思う。

- R4に値上げをして、さらに4年後にも値上げをすると、市民感情としては 「またか」と思ってしまうのではないか。

・<u>コロナの影響もあり将来の予想が難しい</u>ため、4年後の改定も視野に入れて 改定率を検討し てほしい。

- ・災害等も考慮した「安定した経営」には25%が良いと思う。
- ・23~25%が妥当だと考えるが、一般家庭での増加額でみると23%が良い。
- ・安全性を確保するという点で最低限の災害資金を確保できる23%が良い。
- ・コロナ禍で個人事業主や一般家庭が苦しい状況なので、水道局としても経費削減等に努め、今回は改定率をなるべく低く抑え20%程度として、段階的に引き上げていくのが良いのではないか。その結果、R8の改定が避けられなくても仕方ない。
- ・他都市の状況をみても、約20年ぶりの改定ということで20%台の改定はやむを得ない。
- ・現時点では23%として、さらに経営努力いただき、決算等の結果で改定率が下がるようになるのが良い。コロナ禍での家庭生活への影響を考えると、その程度が妥当だと考える。

料金算定期間の期末(令和7年度末)における翌年度繰越財源が、少なくとも災害時等を想定した維持管理経費3カ月分を確保できるよう、料金改定率は、平均23%程度とすることが望ましい。ただし、社会情勢や財政状況を考慮し、状況に応じて、可能な限り改定率を低く抑えること。

本市水道事業は、平成11年に料金改定を実施し、これまで職員の削減や企業債残高の削減などの経

費削減等により現行料金を維持してきた。しかし、給水人口の減少等により水道料金収入が減少する一

方、老朽化が進む管路や施設を計画的に更新する必要があり、将来にわたって安定した経営を継続する

3 料金体系

1 料金改定

2 料金改定率

(1) 体系の見直し

①料金改定の方針

ためには、水道料金の値上げが必要である。

前回料金改定をおこなった平成11年から20年以上が経過しており、水道水の使用状況は、少量使用者が増加し、大口使用者の使用水量が減少するなど、大きく変化をしている。負担の公平性や安定した経営を考えると、現在の実情に応じた料金体系の見直しが必要である。

また、今後、水需要の減少が予想される状況において、安定した基本料金収入の確保が必要なため、基本料金収入の割合を現行より増加させることが適当である。

(2) 基本料金

基本料金については、使用者数に応じた費用や水道施設の維持管理に必要な費用を賄うことが必要なため、各口径の件数や使用水量に応じて、適正な口径別単価を設定することが適当である。ただし、過度な負担増加に考慮して設定すること。

(3) 従量料金

従量料金については、動力料など水道水に均一にかかる費用を賄うため、水使用量にかかわらず均一の単価であることが公平性の観点から望ましいため、逓増度(従量料金単価の差)を現行より低く抑えることが適当である。ただし、各使用者の負担に考慮し設定すること。

(4) 基本水量

基本水量については、水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水需要を促すという当初の役割を概ね終えており、また、現在はすべての口径で月8㎡までを基本水量としているため、基本水量の範囲内では使用水量により料金差が生じない体系であり、公平性の観点においても基本水量を廃止することが適当である。ただし、家庭用の少量使用者への負担を考慮し、当面、小口径では存続すること。

(5) 逓減制

逓減制(一定の使用水量を超えると従量料金の単価が安くなる制度)については、大口使用者に配慮し、水道水から地下水利用への転換を抑制する観点から継続することが適当である。ただし、使用者の実態に応じた水量区分の見直しを実施すること。

4 料金改定日

現状の料金体系では令和4年度末に赤字となる試算のため、料金改定は令和4年4月1日が適当である。

②附帯意見

- (1) 基本水量については、今後も廃止の検討を継続すること。
- (2) 水道料金については、財政計画期間ごとに定期的に見直しを実施すること。
- (3) これまでの経営努力は評価できるが、新たな収入確保策や支出削減、企業債借入額の抑制など、 引き続き経営合理化に努めること。
- (4) 前回改定から20年以上が経過していることもあり、水道水使用者に改定の必要性や改定内容を十分に周知するよう努めること。

(2)基本料金

- 基本料金は各口径の実情に応じた見直しを行ってほしい。
- ・大口径の基本料金について、県内他市と比較して安いので、県内平均より安くしなくても良い のではないか。

(4)基本水量

3

料金体系

- ・一般市民として、あまり高額な値上げは控えてほしいので、基本水量は継続してほしい。
- ・一般家庭への配慮がされているので基本水量の継続は良いと思う。
- ・いずれは廃止しなければならないと思うので、基本水量は廃止しても良いのではないか。

(5) 逓減制

・逓減制の継続は、大口使用者への配慮がなされているので良いと思う。

附帯

- ・水道局として市民のために長年経営努力されてきたと理解している。それでも市民の方から理解してもらえるか懸念している。
- 料金改定に向けて、水道事業の現状と課題を広報活動していくこと必要だと思う。

改定

料金改定率

2